

【目次】

・消費者支援功労賞
受賞

……1 ページ

・平成26年度通常総
会終了

……2 ページ

・集团的消費者被害
回復制度成立記念シ
ンポジウム

……3 ページ

・不招請勧誘の禁止
規定を大幅に緩和す
る商品先物取引法施
行規則改正案に反対
する意見書を提出

・寄付金を受け付け
ています

・編集後記

……4 ページ

★★★ 消費者支援功労賞受賞 ★★★



森大臣より
表彰状授与

ホクネットは、平成26年度の消費者支援功労者表彰において、内閣府特命担当大臣表彰を受けました。この表彰は、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体・グループに対して、その功績をたたえて顕彰するもので、昭和60年から実施されています。今年度は、総理大臣表彰が5件、特命担当大臣表彰がホクネットを含めて22件でした。北海道・東北エリア唯一の適格消費者団体として、ホクネットの活動実績が評価されたものと思います。



表彰式は、5月26日、総理大臣官邸の大ホールで行われ、各受賞者は森まさこ大臣から一人ずつ表彰状を授与されました。官邸の中は自由に移動することはできませんで、廊下を少し見ても、警備の方から注意を受けてしまいました。

左から町村理事、阿南消費者庁長官、道尻専務理事

記念撮影の後、三田共用会議所に移動して、消費者月間シンポジウムに参加しました。今年度のテーマは「つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～」であり、その基調講演・パネルディスカッションが終了した後に、各受賞者は壇上にて紹介されました。

最後は、同会議所の中で、立食パーティによる懇談会が行われました。各地消費者団体等の方々、消費者庁や消費者委員会の関係者、国会議員の方々などが参加され、和やかに親睦を深め、情報交換の場にもなりました。立派な表彰状と記念楯がホクネットの事務所に飾られていますので、是非一度ご覧ください。



記 専務理事 道尻 豊

平成26年度通常総会終了

於・平成26年6月14日(土)
北大学術交流会館
第1会議室

6月14日に平成26年度通常総会を開催しました。
総会の冒頭、事務局より総会成立要件の資格審査報告があり、正会員165名中出席者は129人(うち、97人表決委任出席)で総会が成立している旨の報告がありました。
また、消費者庁長官阿南久氏よりメッセージが届き披露されました。
議長には岸田 貴志氏(弁護士・検討委員)、議事録署名人に吉尾晴子氏、高橋一枝氏を選任し、以下の議事進行が行われました。



- 第1号議案 平成25年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成25年決算報告承認の件及び会計監査報告
- 第3号議案 繰越金処理(案)承認の件
- 第4号議案 平成26年度事業計画(案)承認の件
- 第5号議案 平成26年度事業予算(案)承認の件
- 第6号議案 役員選任の件

道尻豊専務理事より第1号議案・第2号議案の提案があり、いずれも賛成多数で承認されました
会計監査報告の後、引き続き第3号議案・第4号議案・第5号議案についても提案があり承認されました。
第6号議案の承認後平成26年度第2回の理事会を開催し理事の互選により理事長、副理事長、専務理事が確定し、向田直範理事長より新役員の紹介がされました。



木谷理事の退任挨拶

議事終了後に、今期で退任する木谷洋史理事から退任の挨拶があり、最後に閉会の辞を事務局より宣し、平成26年度通常総会を終了しました。

平成26年度理事の紹介(敬称略、順不同)

理事長	向田 直範	北海学園大学教授
副理事長	房川 樹芳(新)	弁護士
副理事長	矢島 収(新)	(一社)北海道消費者協会専務理事
副理事長	山口 敏文(新)	北海道生協連専務理事
専務理事	道尻 豊	弁護士
理事	内山 敏和(新)	北海学園大学准教授
理事	岡田 誠司	司法書士
理事	佐藤 弘直(新)	札幌大谷大学講師
理事	竹之内 洋人	弁護士
理事	谷村 庄市(新)	弁護士
理事	番井 菊世	司法書士
理事	中山 久夫(新)	NPO 法人消費者情報ネットワーク理事
理事	林 秀彦(新)	北海道労働者福祉協議会副理事長・事務局長
理事	町村 泰貴	北海道大学教授
監事	玉堀 ひろ子	司法書士
監事	山本 昭彦	弁護士

集团的消費者被害回復制度成立記念シンポジウム



基調報告

宗宮英恵氏



対談

町村泰貴氏と志部淳之介氏



事例シュミレーション

道尻豊氏



リレートーク

大上直樹氏、塩越康晴氏、谷村庄市氏、宮本伸司氏

本セミナー(主催・札幌市)は、6月14日(土)午後、北大学術交流会館において、会員はじめ消費生活相談員等70名近くが参加し開催された。一般にはなじみが薄く、難解なイメージがつきまとう制度だが、「基調報告」「対談」「事例シミュレーション」「リレートーク」と、メリハリの効いた分かりやすいシンポジウムだった。

まず、消費者庁の宗宮英恵氏から「同制度成立の経過と概要」で、①2段階型の訴訟制度である②拡大損害や慰謝料等は対象外③判決確定後の被害消費者への周知方法が課題—等の説明があり、制度の概要について学んだ。

続いて、志部淳之介弁護士(京都弁護士会所属)と町村泰貴北大教授(ホクネット理事)の対談により、「ギリシャ・フランスにおける集团的消費者被害回復訴訟制度の運用状況に関する調査報告」について説明があった。志部氏は、両国を訪問し関係機関などでヒヤリングを行っており、的を射た説明であった。要約すると、①ギリシャは既にスタートしているが、同国の法制度や担う団体の財政基盤の脆弱さ等から充分機能していない②フランスは、製造物責任を対象とし、被害消費者への通知が事業者負担であること等、日本より内容が充実している—との見解。なお、調査の詳細は京都弁護士会のホームページで見ることができる。

道尻豊弁護士(ホクネット専務理事)からは、資料に基づき同制度の事例シミュレーション「私の被害、どうなるの？」で、化粧品の品質に係わる具体的展開について説明があった。参加者の反応も良く、目から鱗の内容だった。

最後に、4氏によるリレートークがあった。「被害の回復と共に、被害の未然防止が重要」「行政として、制度に期待している」等の意見が述べられた。

今回のセミナーの感想としては、①この制度を宝の持ち腐れとしないためにも、制度の周知が必要②訴訟を担う組織の財政基盤強化が必要—と感じた。

(一社)北海道消費者協会
組織活性化G 主査 星野 武治

不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する

商品先物取引法施行規則改正案に反対する意見書を提出！

ホクネットは、平成 26 年 4 月 30 日付けで、農林水産省食料産業局 商品取引グループ及び経済産業局 商務流通保安グループ 商取引・消費経済対策課、同じく商取引監督課に「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見書を提出しました。

今回の改正案では、ハイリスクな取引を継続的に行っていた顧客に対してのみ認められていた不招請勧誘(顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘)について、例外の範囲を広げ、①顧客が 70 歳未満であること、②基本契約から 7 日間を経過し、取引金額が証拠金の額を上回るおそれがあることとの理解度を確認したことのいずれも満たす場合を例外として定めるものであります。

そもそも、商品先物取引における不招請勧誘禁止規定は、先物取引による深刻な被害が長年にわたり発生し、度重なる行為規制強化のもとでもトラブルが解消しないため、2009 年 7 月に与野党一致のもと、商品先物取引法改正で導入されました。

ホクネットはこの不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような本改正案に反対する立場を表明しました。

寄付金を受け付けています

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄付金をお願いしています。
金額はいくらでも結構です。

税額控除の対象となります。

寄付金は昨年度 189 万 9940 円、今年度は 6 月末現在で 50 万 4460 円を皆様から頂いています。ご協力に感謝いたします。

■ 郵便振替の場合

- ・加入者名
「特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号
02720-0-45081
- ・金額のほか、振込み者の
「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

朗報！

NPO控除の申請をしましたので、労働金庫からの振り込みについては手数料がかからなくなりました。専用の用紙がありますのでホクネットまでお問い合わせください。

/// 編集後記 ///

やっと北海道の初夏らしい陽気になり、爽やかな風を満喫しています。最近では異常気象が多く、それが通常になりそうな変化も起きているようです。

この爽やかさはいつまでも続いてほしいところです。
ホクネットは通常総会が終了し、活動も本格的に始まっています。消費者被害を未然に防ぐよう、皆様にもご協力いただければと思います。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F
TEL: 011-221-5884
FAX: 011-221-5887
E-MAIL Info_hokkaido@hocnet1222.jp
URL <http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成 26 年 8 月 31 日を予定しています。